

## 久留米市の都市公園におけるキッチンカー出店登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、久留米市の都市公園におけるキッチンカーの出店について登録制を導入し、適正な管理を行うことにより、都市公園利用者の利便性の向上及び都市公園のにぎわいの創出を図るとともに、安全で快適な都市公園環境の維持を目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 久留米市内に所在する、都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号。以下「法」という。)第2条に規定する都市公園をいう。
- (2) キッチンカー 法第2条第2項第7号に規定する便益施設の売店及び飲食店等としての営業のため、自動車に飲食店営業のための設備を備え付けたものをいう。
- (3) 出店者 キッチンカーによる販売行為を行う者をいう。
- (4) 公園管理者 久留米市都市公園条例(昭和33年12月22日条例第36号。以下「都市公園条例」という。)第21条により都市公園の管理を行う指定管理者をいう。

### (出店できる公園)

第3条 キッチンカーによる出店ができる都市公園は別表第1に定めるものとする。

### (登録制)

第4条 都市公園内においてキッチンカーの出店を行おうとする者は、都市公園条例第4条の許可の申請を行う前に、この要綱に定める手続きにより出店者の登録を受けなければならない。

- 2 登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、キッチンカー出店者登録申込書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。
  - (1) 久留米市保健所が発行した食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定による許可を受けたことを証明する書類の写し
  - (2) 出店に使用するキッチンカーの自動車検査証の写し
  - (3) 車両をリース契約に基づき使用している場合は、当該車両のリース契約書の写し
  - (4) 暴力団排除に関する誓約書
  - (5) 許可営業に該当しない飲食物を付随して販売する場合は、久留米市保健所が発行した食品衛生法第57条第1項の規定による許可を受けたことを証明する書類の写し
- 3 市は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、出店登録承諾書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 出店登録承諾書に記載された出店登録期間中に、登録の申し込み添付した第2項に掲げる書類に変更または有効期限の更新等があった場合は、ただちに、当該変更になった書類を提出しなければならない。

(登録料)

第5条 前条に規定する登録にかかる料金は、無料とする。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間を上限とする。

(無断出店に対する措置)

第7条 出店者が第4条第1項に規定する出店登録承諾書の交付を受けずに、都市公園においてキッチンカーの出店をしていたことが判明した場合、当該出店者は、出店をしていた日から起算して6か月を経過するまでは第4条の登録の申し込みを行うことができない。

(登録ができる条件)

第8条 登録をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は事業を行う個人(以下「個人事業者」という。)とする。ただし、登録申請の日以前に第13条に定める登録の取り消しを受けたことがある者は、要件を満たしていても登録を認めないこととする。

(1) 久留米市保健所が発行する食品衛生法に基づく営業許可証を有すること。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と密接な関係を有していないこと。

(3) 法人にあつては食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17一口に規定する食品衛生責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を有し、個人事業者にあつては当該個人事業者が食品衛生責任者であること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者がキッチンカーを出店することにより、都市公園の管理上、重大な支障が及ぶおそれがあると市長が認めた場合、登録を認めないこととする。

(取扱品目)

第9条 出店において取り扱うことができる品目は、キッチンカー出店者登録申込書において申請した飲食物に限るものとする。ただし、酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類は取り扱うことはできない。

2 許可営業に該当しない飲食物を付随して販売する場合は、営業届出を行ったものに限る。

(出店申請)

第10条 出店者は、事前に、出店をする都市公園について都市公園条例第4条第1項に基づく市長の許可を受けなければならない。

2 出店者が前項の許可の申請をするときは、第4条に規定する出店登録承諾書の写しを添付しなければならない。

3 出店者は第1項の許可を受けた場合、出店する前までに都市公園条例第10条及び第11条に基づき、使用料等を納付しなければならない。

(遵守事項)

第11条 出店者は、都市公園条例及びその他関係法令の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第1項の許可を受けた都市公園以外では出店をしないこと。
- (2) 出店登録承諾書に記載された注意事項を厳守すること。
- (3) 市長又は公園管理者が出店者に対し、都市公園の管理上必要な指示を行った場合は、その指示に従うこと。

(違反状態に対する指導)

第12条 市長は、出店者が前条に違反している場合、その状態を是正するように指導することができ、指導を受けた出店者はすみやかに違反の状態を解消しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による指導を受けたにもかかわらず、当該違反状態を解消せず同様の違反を繰り返し、出店を続けたとき。
- (2) 登録の申し込みの内容に虚偽が発覚したとき。
- (3) 第8条第1項各号に定める要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消しを行ったときは、登録取消通知書(第3号様式)により出店者に通知するものとする。

(報告の求め)

第14条 市長は、キッチンカーの適正かつ健全な出店を確保するため必要があると認めるときは、出店者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故等の報告及び対応)

第15条 出店者は、出店に伴い、事故、苦情の申出又は第三者に対して損害を与える若しくは与える恐れがある事案が発生した場合は、速やかに市長及び公園管理者に報告しなければならない。

2 前項の事案については出店者の責任において処理するものとし、市長又は公園管理者の責めに帰すべき場合を除き、市長及び公園管理者は一切の責任を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第1条関係)

出店できる公園

公園名	所在地
中央公園	東櫛原町 1657-1.合川町 1859
津福公園	津福本町字坊主塚 586
両替町公園	城南町 15-3

浦山公園	上津町字池田 1320-58 他
水沼の里 2000 年記念の森	三瀨町玉満 1978 番地
コスモスパーク北野	北野町高良 724-1

附則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

久留米市長様

キッチンカー出店者登録申込書(新規・更新)

「久留米市の都市公園におけるキッチンカー出店登録に関する要綱」の内容を理解し、同意した上で出店の登録を申し込みます。

商号又は名称	ふりがな	
店舗名	ふりがな	
代表者名	ふりがな 生年月日 年 月 日	
所在地	〒	
電話番号		
FAX 番号		
ふりがな 担当者名		
担当者の連絡先	電話番号	メールアドレス
市のイベント主催者への 情報開示(連絡先等)	市のイベントでキッチンカーの出店を検討している場合、出店者 情報(店名・連絡先)の開示を 希望する ・ 希望しない ※「希望する」又は「希望しない」のどちらかを丸で囲んでくだ さい。	

取り扱い品目及び価格

品目	価格	品目	価格

※付随して飲食物を販売する場合も上記に記載し、久留米市保健所が発行する営業届出済書を添付してください。

販売車両の情報

車種	長さ	車幅	車高
	cm	c m	c m
車両ナンバー	車検の有効期限		
	令和	年	月 日

第 号  
年 月 日

殿

久留米市長

印

出店登録承諾書

提出書類を審査した結果、以下のキッチンカー出店者登録を承諾しましたので通知します。なお、公園使用申請の際は、本登録承諾書の写しを添付の上、市長に申し込んでください。

出店登録承諾番号	
商号又は名称	
店舗名	
代表者名	
営業許可期間	
出店登録期間	
備考	

## 使用者(キッチンカー出店者)心得

書類の提出先、提出方法、出店許可ができる日時は、公園毎に異なりますので、別紙公園情報にてご確認下さい。

出店に関する注意事項は、以下の通りです。

- ・ 出店は、事前に登録した品目のみ許可します。
- ・ 公園毎に許可できる日時、設置場所等の条件が異なるため、事前に公園情報を確認のうえ申請してください。  
また、許可を受けたエリア以外は出店しないでください。
- ・ 出店に必要なすべての費用は出店者の負担とし、出店スペースにゴミ箱を設置し、ゴミは持ち帰ってください。  
(ゴミ箱は、利用者に見える位置に設置してください。)
- ・ 電力、調理用の水、その他販売に必要なものは、すべて事業者で準備してください。
- ・ のぼりや看板、椅子等を設置する場合は、事前に管理者へ公園使用・占用許可を申請し、許可を受けてください。
- ・ 営業中・後は、周辺も含め適宜清掃してください。
- ・ 営業時に音楽を流す場合は、公園利用者や周辺住民に配慮し、音量や内容に十分注意してください。
- ・ 公園内を車両で通行する際は、公園利用者へ配慮し、ハザードランプを点灯し、徐行で安全に通行してください。
- ・ キッチンカーの搬入・搬出のために車止め等を外した際には、通行後、元に戻してください。
- ・ 車止めの鍵を借りた者は、使用后、速やかに公園管理者に返却してください。
- ・ 許可時間外は、公園区域にキッチンカーや看板等、全てのものを公園外に移動してください。
- ・ 公園内の施設を破損させた場合は、速やかに市長及び公園管理者へ届け、原状復旧してください。

第 号  
年 月 日

殿

久留米市長

印

出店登録取消通知

この度の貴社(殿)の行為は、キッチンカー出店登録者としての信頼を損なうものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後、本市の公園でのキッチンカー出店について、下記のとおり貴社(殿)の出店登録を取消すことにしたので通知します。

記

- 1 店名
- 2 代表者名
- 3 出店登録の取消理由